

石川県発行印刷物への広告掲載に係る仕様書

番号	印刷物名	グループ名
1	財政のあらまし	
2	給与支給明細書	
3	石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール	
4	石川県立美術館だより	
5	石川れきはく	印刷物A
6	県政学習バス	
7	こどもの救急	
8	はくさん	
9	晴れたらいいね	
10	石川県広報誌「もっといしかわ」	—

1 「財政のあらまし」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	財政のあらまし
使用目的	毎年2回にわたり、県政の主要施策と県財政の現状について公表
規格 (封筒)	大きさ A4
	色 カラー
紙質	再生マットコート 57.5 kg
体裁	40~55頁(表紙込)、両面
発行頻度・時期	年2回 No.157・・・令和8年6月1日頃 No.158・・・令和8年12月1日頃
発行部数	(R7 実績) No.155・・・900部 No.156・・・900部 (R8 予定) No.157・・・900部 No.158・・・900部
配布方法	県内各市町、全国各都道府県等へ郵送及び、行政情報サービスセンター、県の出先事務所等で配布
配布対象者	主に行政機関(県出先機関、県議会、行政委員会、県内市町、都道府県等)
備考	(参考) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zaisei/zaisei/index.html

2 募集広告枠(別紙参照)

広告掲載箇所	裏表紙全体
広告掲載サイズ	縦29.0cm×横21.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準(第2条、第4条関係)
掲載方法に関する注意事項	1. 必ず広告と明示すること。 2. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項(広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等)を、県に報告すること。 2. No.157は令和8年4月末、No.158は令和8年10月末までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. No.157は令和8年5月8日(金)、No.158は令和8年11月4日(水)までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

石川県 総務部 財政課

所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎5階

連絡先 電話番号 076-225-1256 / FAX 076-225-1258

電子メール zaisei@pref.ishikawa.lg.jp

「財政のあらまし」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)



2 「給与支給明細書」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	給与支給明細書
使用目的	職員の給与支給明細書の交付に使用する。
規格	大きさ 縦 9.9cm×横 21.0cm
	色 1色
	紙質 上質紙 (キンマリ SW)
体裁	—
発行頻度・時期	年 15 回 (例月給与 12 回、期末手当 2 回、改定差額 1 回) R8 年 5 月～R9 年 4 月の 1 年間
発行部数	(R7 実績、予定) 約 256,500 枚 (R8 予定) 約 255,000 枚 発行部数は、実際の交付部数を保証するものではない。
配布方法	毎月、交付対象職員に交付
配布対象者	県職員
備考	交付対象職員及びその配偶者等も閲覧する。

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	給与支給明細書裏面
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 8.0cm×横 19.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準 (第 2 条、第 4 条関係)
掲載方法に関する注意事項	1. 必ず 広告 と明示すること。 2. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u> 、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 2. <u>令和 8 年 2 月 27 日 (金)</u> までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. <u>令和 8 年 3 月 6 日 (金)</u> までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 管財課 資産活用室
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 6 階
連絡先 電話番号 076-225-1266 / FAX 076-225-1264
電子メール e110900a@pref.ishikawa.lg.jp

「給与支給明細書」への広告掲載箇所

1 媒体表面

給 与 支 給 明 細 書		(年 月)			
所 製 名		職員番号	氏 名	給料表 級 号 給	給料支出科目
給 料 (うち給料の 調整額)	時間外勤務手当	所得税	差引支給額	年 月 日 支給	
休日勤務手当	住民税	A口座振込額			
夜間勤務手当	公会賃与料	B口座振込額			
宿日直手当	共済厚生年金	C口座振込額			
日額特勤手当	共済退職等年金	現金支給額			
共済短期					
管理職特勤手当	共済介護	(所得税資料)	課税市町村		
期末手当	雇用保険	課税対象額	(標準報酬月額)		
勤勉手当	共済貸付金	社会保険料	適用開始月		
寒冷地手当	共済物資代金	扶養親族等の数	長期(厚生年金)		
児童手当	互助会長期	(財形貯蓄内訳)	標準報酬月額		
減額	互助会短期	年金財形	長期(退職等年金)		
	互助会貸付金	住宅財形	標準報酬月額		
	互助会物資代金	一般財形	短期		
	財形貯蓄	(住民税資料)			
		年額	決定者		
	支給額	法定控除額			

9.9cm

21.0cm

2 媒体裏面（広告掲載箇所）



3 「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール	
使用目的	石川県立美術館で開催される展覧会のスケジュール及び内容、美術館の利用案内、附属施設などを紹介する。	
規格 (封筒)	大きさ	縦21.5cm×横42.0cm
	色	カラー(両面)
	紙質	再生コート 76kg
体裁	四つ折り1枚	
発行頻度・時期	年1回 R9年2月中旬～下旬を予定	
発行部数	(R7予定) 35,000枚 (R8予定) 30,000枚	
配布方法	友の会会員、関係団体へ郵送及び当館案内受付等での配布(自由持ち去り)	
配布対象者	石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館、一般観覧者	
備考	展覧会の年間スケジュールが一目でわかる。	

2 募集広告枠(別紙参照)

広告掲載箇所	裏面下部に1枠
広告掲載サイズ	縦2.0cm×横4.0cm

3 注意事項等

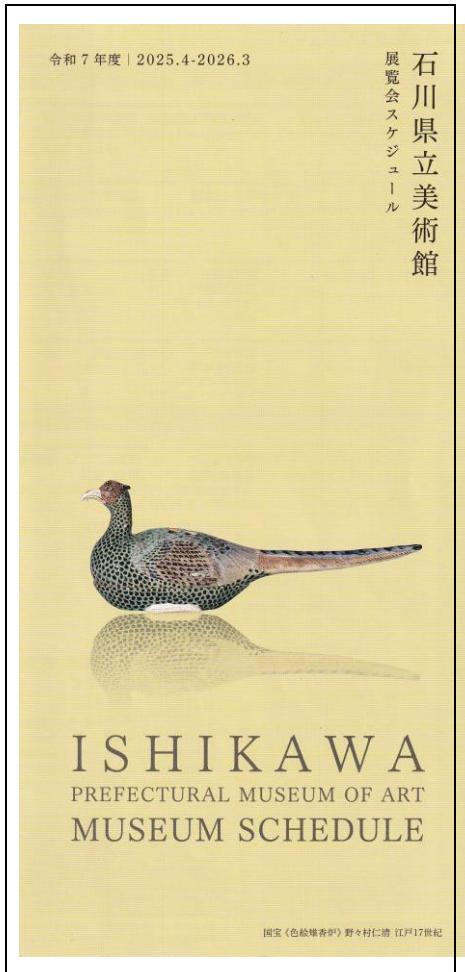
掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準(第2条、第4条関係)に従うこと。 2. 美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	3. 必ず広告と明示すること。 4. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 4. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項(広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等)を、県に報告すること。 5. 令和9年1月13日(水)までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 6. 令和9年1月29日(金)までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

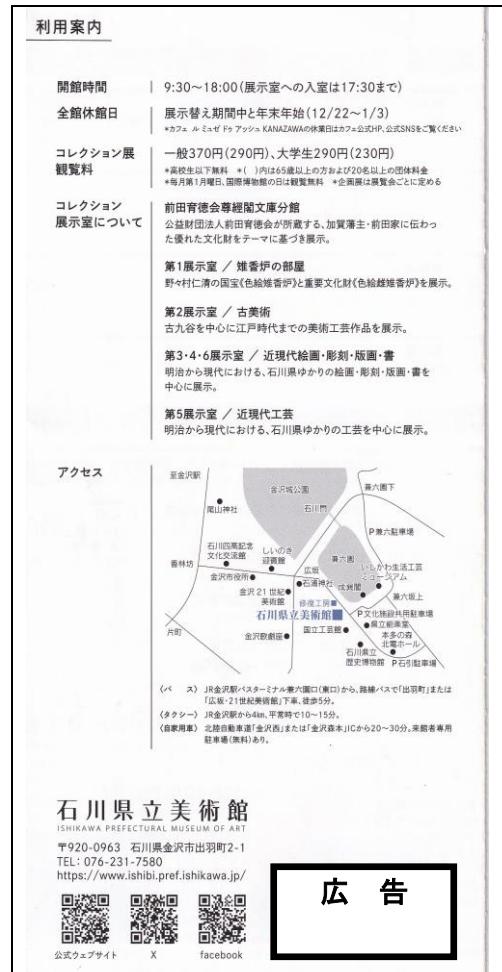
所属 石川県立美術館 総務課
所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町2-1
連絡先 電話番号 076-231-7580 / FAX 076-224-9550
電子メール ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館令和9年度展覧会スケジュール」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (廣告揭載箇所)



4 「石川県立美術館だより」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県立美術館だより	
使用目的	石川県立美術館で開催される展覧会の特集記事のほか、行事案内、所蔵品などを紹介する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 版
	色	カラー2 頁、単色 6 頁
	紙質	再生コート 50.5 kg
体裁	8 頁、A3 二つ折り 2 枚、のりなし 2 穴	
発行頻度・時期	年 12 回 毎月末を予定 ※5 月号 (R8 年 4 月末発行予定) から 4 月号 (R9 年 3 月発行予定) まで	
発行部数	(R7 実績、予定) 2,500 部/回 (R8 予定) 2,500 部/回	
配布方法	郵送	
配布対象者	石川県立美術館友の会会員、石川県立美術館協力者、県内各行政機関及び文化施設、全国の美術館及び博物館	
備考	美術館で開催される各種展示会の見どころや各種行事を紹介。 (参考) https://www.ishibi.pref.ishikawa.jp/	

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	原則、表 8 面 (裏表紙) 下部に 2 枠
広告掲載サイズ	縦 3.0cm×横 6.5cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準 (第 2 条、第 4 条関係) に従うこと。 2. 美術団体、美術品を取り扱う業者、報道機関、美術館カフェと競合する業種の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	5. 必ず 広告 と明示すること。 6. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 7. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u> 、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 8. <u>発行月の前々月の 10 日までに</u> 、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 9. <u>発行月の前々月の 20 日までに</u> 、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県立美術館総務課
所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町 2-1
連絡先 電話番号 076-231-7580 / FAX 076-224-9550
電子メール ishibi@pref.ishikawa.lg.jp

「石川県立美術館だより」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (廣告揭載箇所)



裏表紙のうち、左記の広告部分
(縦 3.0cm×横 13.0cm) を使用し、
縦 3.0cm×横 6.5cm×2 枠 (又は
縦 3.0cm×横 13.0cm×1 枠) 掲載

5 「石川れきはく」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川れきはく	
使用目的	博物館事業への理解と関心を高め、施設利用を促進する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	カラー
紙質	マットコート紙、菊判 62.5kg	
体裁	8 頁	
発行頻度・時期	年 4 回 (R8 年 4 月、7 月、9 月、12 月を予定)	
発行部数	(R7 実績、予定) 1,100 部／回 (R8 予定) 1,100 部／回	
配布方法	郵送または直接配布	
配布対象者	れきはくメイト (友の会) 会員、学校、博物館、図書館その他の公共施設	
備考	博物館の行事、刊行物の案内や直近のニュースを記載	

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	裏表紙 3 段分のうち下 1 段の右半分に 1 枠
広告掲載サイズ	縦 9.5cm × 横 8.0cm

3 注意事項等

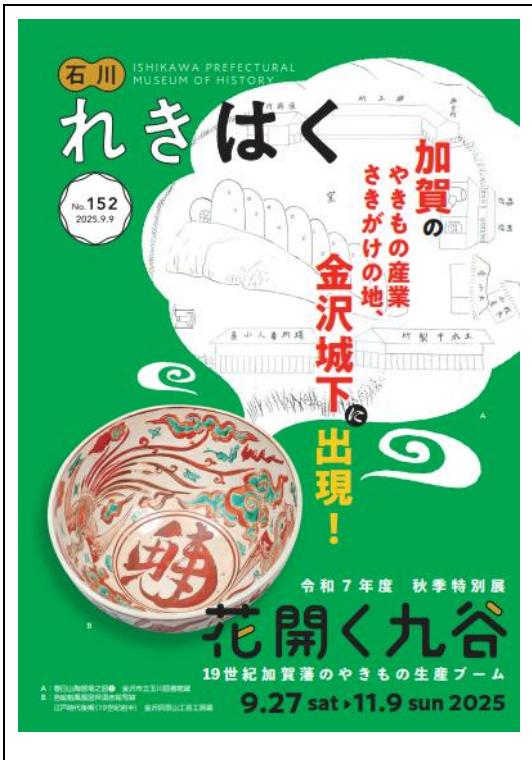
掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準 (第 2 条、第 4 条関係) 2. 古物を取り扱う業者の広告は掲載不可。
掲載方法に関する注意事項	7. 必ず 広告 と明示すること。 8. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 10. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 11. 4 月発行分は令和 8 年 3 月 6 日 (金) までに、その他発行分は発行月の 1 か月前までに広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 12. 4 月発行分は令和 8 年 3 月 19 日 (木) までに、その他の発行分は発行月の 2 週間前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを作成し、それを提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県立歴史博物館
所在地 〒920-0963 石川県金沢市出羽町 3-1
連絡先 電話番号 076-262-3236 / FAX 076-262-1836
電子メール rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp

「石川れきはく」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)

6 「県政学習バス」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	県政学習バス	
使用目的	県政及び男女共同参画施策への理解と関心を深めることを目的に発行するもの。県の予算や各種データ等を掲載している。	
規格 (封筒)	大きさ	A4判
	色	2色
	紙質	再生上質 48.5 k g
体裁	8頁、中綴じ製本	
発行頻度・時期	年1回 R8年4月予定	
発行部数	(R7実績) 4,690部 (R8予定) 5,500部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない	
配布方法	手渡し	
配布対象者	県政学習バス参加者全員 (子ども県政学習バスを除く)	
備考	「県政学習バス」概要 参加団体：県内在住の女性団体や地域団体（地域婦人会、町内会、公民館等） 参加人数：3,026人 (R6実績)	

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙下段に1枠
広告掲載サイズ	1枠あたり縦8.4cm×横18.3cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第2条、第4条関係）
掲載方法に関する注意事項	9. 必ず広告と明示すること。 10. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 13. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 14. 令和8年3月18日（水）までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 15. 令和8年4月7日（火）までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	石川県内の業者を優先すること

◆ 連絡先

所属 石川県 生活環境部 女性活躍・県民協働課
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎8階
連絡先 電話番号 076-225-1376 / FAX 076-225-1374
電子メール danjo@pref.ishikawa.lg.jp

「県政学習バス」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)

県木 あて 県和41年10月1日指定
緑の環境づくりと愛樹思想の厚生を目的として県民からの公募により指定されました。能登島では多く生育するビニアスナロで、家具や建築材、輪島漆器の素材にも多く使われています。

県鳥 イヌワシ 昭和40年1月1日指定
白山連峰に生育する日本最大の鳥で、翼を広げると2mにもなる大きさで、日本固有の特徴的な性格は、まりまり躍進する石川県を象徴しています。

郷土の花 クロユリ 昭和29年3月19日決定
NHKにより「郷土の花」として選ばれたもの。白山の北赤坂高原、余室平付近に多く自生しています。

石川県民の歌

1. 白山に 朝日ははえて	2. 加賀平野 能登半島に	3. 日本海 北にひらけて
青雲の はれゆくところ	海山の さち呼ぶところ	希望の日 明けゆくところ
名にかおる 歴史をつぐで	うちつどう ちまたに野辺に	いでゆわき 地はゆたかなり
むすばれし われら県民	工芸の 花咲きにおい	この國 いよよ栄えて
躍進の 旗をかかして	はるかなる 稲田はみのる	人の和に 世界を結ぶ
おおわが石川 ふるいおごさん	おおわが石川 ひらきのはさん	おおわが石川 歌いたたえん

作詞 梅木宗一
作曲 萩原新一

加賀地区 石川県女性活躍・県民協働課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL(076)225-1376

中能登地区 石川県中能登総合事務所 企画振興課
〒926-0852 七尾市小島町二部33番地 TEL(0767)52-6113

奥能登地区 石川県奥能登総合事務所 企画振興課
〒929-2392 輪島市三井町洲崎10番1 TEL(0768)26-2303

広告

ご購読時にリサイクルできます。

発行：昭和7年4月

7 「子どもの救急」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	子どもの救急
使用目的	子どもの症状に応じた対応の目安や、県内の子どもの救急情報の記載により、子どもの急病時における知識の普及啓発を図るもの。
規格 (封筒)	大きさ B5 版
	色 全面カラー
	紙質 再生コート
体裁	冊子 33 頁、中綴じ製本
発行頻度・時期	年 1 回 R9 年 2 月頃発行予定 (印刷後、県から市町へ郵送。市町から対象者への配布は年間を通して。)
発行部数	(R7 予定) 7,500 部 (R8 予定) 6,750 部 発行部数は、実際の配布部数を保障するものではない
配布方法	県から市町に郵送し、市町が実施する乳幼児健診等で保護者に手渡し
配布対象者	乳幼児の保護者
備考	(掲載 HP) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/documents/kodomo.pdf

2 募集広告枠（別紙参照）

広告掲載箇所	裏表紙の上半分に 1 枠
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 9.0cm × 横 14.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準（第 2 条、第 4 条関係）
掲載方法に関する注意事項	11. 必ず広告と明示すること。 12. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 16. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 17. 原則として発行月の 1 カ月前までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 18. 原則として発行月の 1 カ月前までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	—

◆ 連絡先

所属 石川県 健康福祉部 地域医療政策課 医療計画 G
所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 9 階
連絡先 電話番号 076-225-1468 / FAX 076-225-1434
電子メール iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp

おとうさん、おかあさんのための
救急ノート

こどもの救急

すぐに
お医者さんへ
行くべきか?

こんな時
どうすれば
いいの?

明日まで
待つべきか?

対象年齢
生後
1ヶ月～6歳

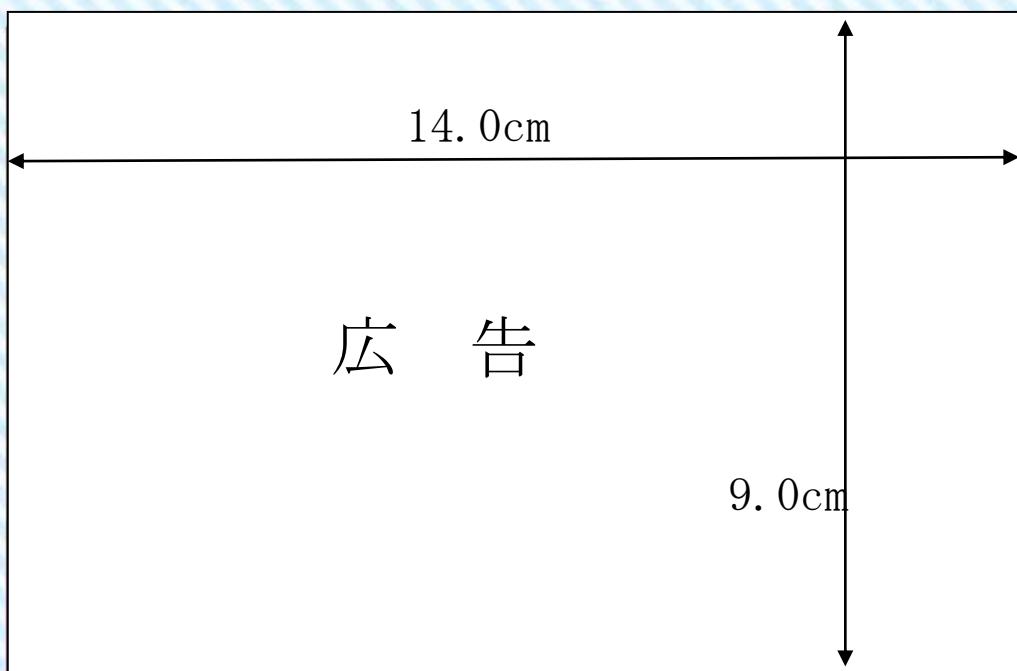
無断掲載禁止

石川県
監修：石川県医師会

令和7年版

スマートフォンでも
確認できます

QRコード



かかりつけ医	
医療機関名	電話番号 ☎
診療日	診療時間
〈メモ〉	
緊急の場合の医療機関	
医療機関名	電話番号 ☎
診療日	診療時間
〈メモ〉	

おとうさん、おかあさんのための
救急ノート

こどもの救急

このパンフレットについてのお問い合わせは

石川県健康福祉部地域医療推進室 T920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL 076-225-1468 FAX 076-225-1434 E-mail:iryoujin@pref.ishikawa.lg.jp
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/support/qqtel/index.html>

この冊子は、公益社団法人石川県医師会の協力を得て、石川県健康福祉部地域医療推進室が作成しました。掲載記事の無断使用・転載を禁じます。



8 「はくさん」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	はくさん	
使用目的	白山の豊かな自然や山麓での人々の暮らしなどについて解説する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	カラー
紙質	再生コート菊判 48.5kg	
体裁	16 頁、中綴じ製本	
発行頻度・時期	年 3 回 夏、秋、冬 (R8 年 7 月、10 月、1 月頃)	
発行部数	(R7 実績、予定) 各号 1,500 部 (R8 予定) 各号 1,500 部	
配布方法	各号発行後、県内施設へ配布するほか、希望者へ郵送	
配布対象者	県内公共施設、加賀地区学校、希望者、県外自然関連施設	
備考	(参考) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/hakusan/publish/index.html	

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	裏表紙下部に 1 枠
広告掲載サイズ	縦 5.0cm × 横 16.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準 (第 2 条、第 4 条関係)
掲載方法に関する注意事項	13. 必ず広告と明示すること。 14. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 1. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 2. 夏発行分は令和 8 年 6 月 2 日 (火)、秋発行分は令和 8 年 9 月 1 日 (火)、冬発行分は令和 8 年 12 月 1 日 (火) までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 3. 夏発行分は令和 8 年 6 月 19 日 (金)、秋発行分は令和 8 年 9 月 18 日 (金)、冬発行分は令和 8 年 12 月 18 日 (金) までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	

◆ 連絡先

所属 石川県白山自然保護センター
所在地 〒920-2326 石川県白山市木滑ヌ 4
連絡先 電話番号 076-255-5321 / 076-255-5323
電子メール hakusan@pref.ishikawa.lg.jp

「はくさん」への広告掲載箇所

1 媒体表紙

石川県白山自然保護センター普及誌

はくさん

第52巻 第1号



イラスト 左上: サクラとヤマグワの実 右上: アザミとタケノコとフキ
左下: ムネカガオアリシロアリ 右下: プナ

ツキノワグマは何を食べる?: 春~夏

カモシカともイノシシとも明らかな異なる黒い毛皮をしていることから、今年、ブナオ山観察会では「黒く光る君」と呼ばれていたツキノワグマ。4月1日に冬眠明けの個体が初めて観察されて以降、休眠に入る5月6日まで毎日観察でき、多くのお客さんとにぎわってくれました。

冬眠から目覚めたクマが何を食べているのかご存知でしょうか? クマが食べ物の大部分を植物質が占める雑食性であり、観察会からは、春先のクマが木々の新芽や若草をayanで食べる様子が見られます。

また、冬の間に命を落としたイノシシやカモシカなどの死体があると食べにくくもあります。動物の死体は、テンやイノシシやカラスなどにとっても貴重な食べ物なので早い者勝ちです。季節が進むと、サクランボやヤマグワなどの果実、果樹にいるアリなどを食べるようになります。

(文章: 近藤 崇 イラスト: 内藤恭子)

目次

P1	ツキノワグマの大きさはどのくらい?	近藤 崇
P3	残雪期の白山登山	宮下山美子
P7	夏の夜空に輝く星を眺めてみませんか	川島 敦仁
P11	ハナアブとハナバチというムシについて	中田 勝之

2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)

センターの動き (令和6年2月1日~6月30日)

2.4	被災町支援業務 (～10日)	(珠洲市)	4.17	白山登山交通対策協議会総会	(白山市)
2.5	白山マクサ対策事業検討会	(金沢市)	4.21	被災市町支援業務 (～28日)	(珠洲市)
2.7	カモシカ指揮委員会	(金沢市)	4.27	市立瀬V.C.、中宮展示館開館	(珠洲市)
2.16	羽咋市立邑知小学校年社会科授業	(羽咋市)	5.5	被災市町支援業務 (～12日)	(珠洲市)
2.18	被災市町支援業務 (～24日)	(珠洲市)	5.10	森吉山前講座 (津幡町立太白台小学校)	(石川県)
3.3	被災市町支援業務 (～9日)	(珠洲市)	5.19	被災市町支援業務 (～26日)	(珠洲市)
3.9	白山市立農業試験研究会総会	(白山市)	5.27	石川県白山地帯相当安全管理会議定期会	(石川県)
3.15	クマの説明会 (～24日)	(白山市)	5.28	手島山オオカミ特別警戒会議定期会	(石川県)
3.17	被災市町支援業務 (～23日)	(珠洲市)	6.1	被災市町支援業務 (～9日)	(珠洲市)
3.20	オカネグサ盗掘防止パトロール (～5.27)	(白山市)	6.7	白山外来植物防除プランティア研修講座	(石川県)
3.31	被災市町支援業務 (～7日)	(輪島市)	6.8	『山標山と高山植物の鑑い	(石川県)
3.26	令和6年度ニホンゾウ研修会議	(金沢市)	6.16	被災市町支援業務 (～23日)	(珠洲市)
4.7	被災市町支援業務 (～14日)	(珠洲市)	6.23	オオバコ等除害市山ノ瀬	(石川県)
4.14	第1回ガイドボランティア研修講座・総会 (珠洲市)				



4月14日 第1回ガイドボランティア研修講座 白山自然保護センターにて
「春の高倉山林道を散策」と「光学顕微鏡によるミクロの世界を覗いてみよう」

たより

良い年であることを願った令和6年度は、年始の元旦に能登半島地震の発生という北陸地方に住む私たちにとってとても幸いスタートとなっていました。その後も余震は続き、被災は深刻で被災された皆さんの中を察すると言葉も出ない思いです。そんな中、県民の皆さんだけでなく全国から官民を囲むように白山支援者やボランティアの方が集まり、復興に向けた温かいご支援がありました。自然保護センターの職員も熱力ですが、珠洲市を中心に被災市町業務に交替であります。崩れた家の修復や撤去、道路の復旧など、長い道のりとなるかも知れませんが、一日も早く被災された方々が安心して過ごせる日々を求めることを心より願っています。

編集・発行 石川県白山自然保護センター
はくさん 第52巻 第1号 (通巻201号)
〒920-2326 石川県白山市木滑4
TEL. 076-255-5321 FAX. 076-255-5323
URL <https://www.pref.shikawa.lg.jp/hakusan/>
E-mail. hakusan@pref.shikawa.lg.jp

発行日 2024年7月●日 (年3回発行)
印刷所 株式会社大和印刷社

本誌は、再生紙へのリサイクル可能な用紙を使用しています 

広告

9 「晴れたらいいね」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	晴れたらいいね	
使用目的	農業者に有益な情報を提供することにより、経営発展、資質向上に資する。	
規格 (封筒)	大きさ	A4 判
	色	1色刷 (表紙のみカラー)
紙質	再生コート 50.5kg	
体裁	12 頁 折り製本	
発行頻度・時期	年 2 回 R8 年 7 月、R9 年 3 月を予定	
発行部数	(R7 実績、予定) 5,000 部 × 2 回 = 10,000 部 (R8 予定) 3,000 部 × 2 回 = 6,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない	
配布方法	関係機関への郵送、出先機関等経由で配布	
配布対象者	農業振興協議会会員、認定農業者、農業青年等県内の農業者	
備考	(参考) https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/suisin/haretaraiine.html	

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	最終頁奥付上部前面 1 枠
広告掲載サイズ	1 枠あたり縦 25.0cm × 横 20.0cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	石川県広告事業掲載基準 (第 2 条、第 4 条関係)
掲載方法に関する注意事項	15. 必ず 広告 と明示すること。 16. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 19. 広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 20. 7月発行分は令和8年6月上旬、3月発行分は令和9年1月下旬までに、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 21. 7月発行分は令和8年7月上旬までに、3月発行分は令和9年2月下旬までに、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以降は内容については変更できないものとする。
その他	

◆ 連絡先

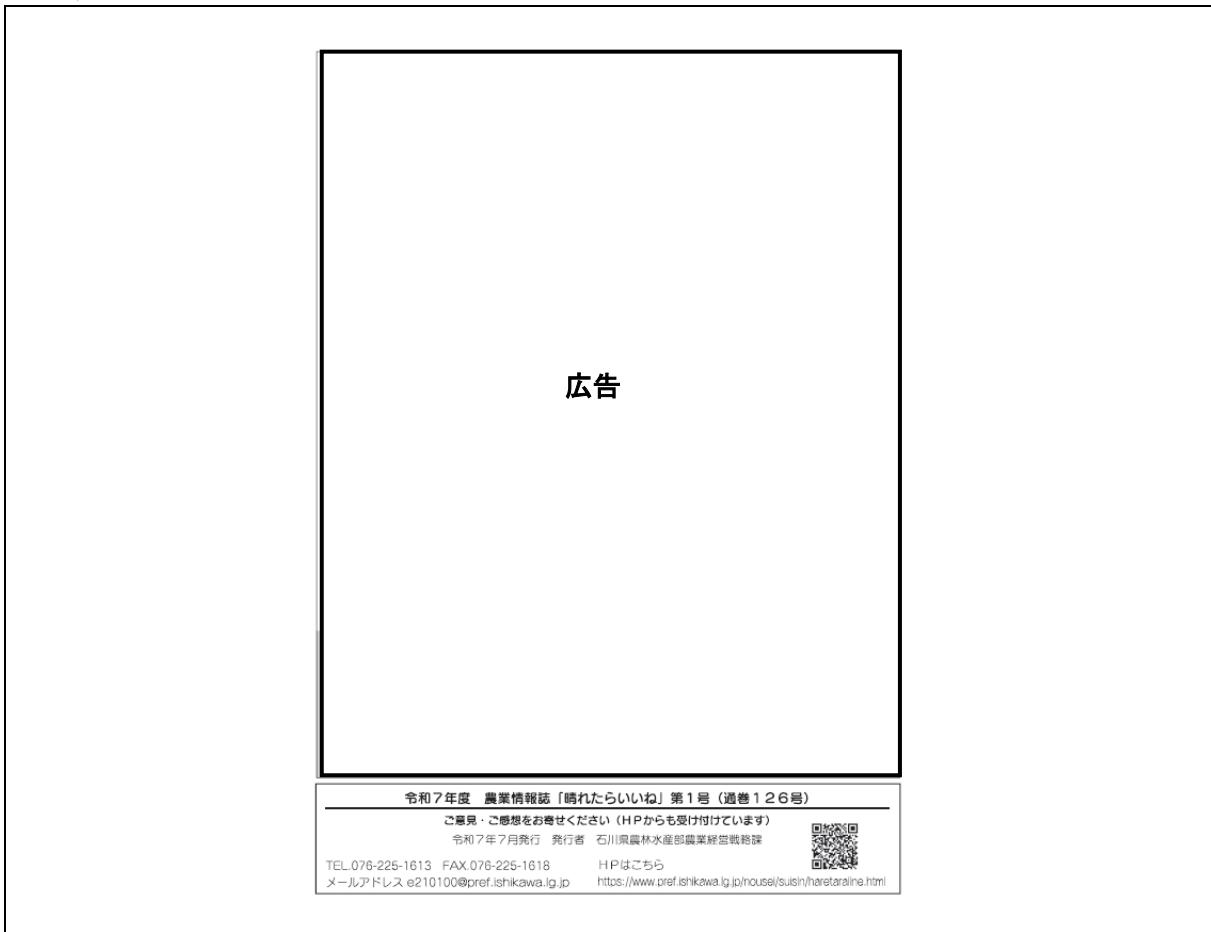
所属 石川県 農林水産部 農業経営戦略課
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月 1-1 行政庁舎 13 階
 連絡先 電話番号 076-225-1613 / FAX 076-225-1618
 電子メール e210100@pref.ishikawa.lg.jp

「晴れたらいいね」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 媒体裏表紙 (広告掲載箇所)



10 石川県広報誌「もっといしかわ」への広告掲載仕様書

1 媒体の概要

印刷物の名称	石川県広報誌「もっといしかわ」		
使用目的	県政への県民の理解と関心を高め、県政への参加を促進する県民向け広報誌		
規格 (封筒)	大きさ	A4判	
	色	カラー	誌面に合わせて、色味を調整する場合がある。
	紙質	上質紙 48.5kg	
体裁	16 頁、中綴じ製本		
発行頻度・時期	年4回 (R8年6月、9月、12月、R9年3月を予定) 発行時期が変更になることがある。		
発行部数	(R7実績) 夏季号 476,000 部、秋季号 477,000 部 冬季号 477,000 部 (予定)、春季号 477,000 部 (予定) (R8予定) 477,000 部×4=1,908,000 部 発行部数は、実際の配布部数を保証するものではない。		
配布方法	各号発行後 10 日以内にポスティングで配布		
配布対象者	県内全世帯		
備考	(参考) http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/kouhou/hot.html		

2 募集広告枠 (別紙参照)

広告掲載箇所	12面～15面の中で、1/4ページ×2枠 (ページ4段組の下1段×2を想定)
広告掲載サイズ	1枠あたり縦6.2cm×横18.5cm

3 注意事項等

掲載内容に関する制限事項	1. 石川県広告事業掲載基準 (第2条、第4条関係) 2. <u>病気、事故、死等に関する表現で、不快感、恐怖感等を起こさせる広告は掲載不可。</u> 3. <u>石川県の広報媒体であることから、広告主は、官公庁 (国および地方公共団体の行政機関) もしくは、県内に事業所等 (本社、支店、営業所、店舗等) を有する事業者とすること。</u> 4. <u>広告の色はモノクロとすること。</u>
掲載方法に関する注意事項	17. 必ず <u>広告</u> と明示すること。 18. 問合せ先の電話番号を明示すること。
契約後の日程	広告主や掲載内容等については、次の日程により、県と調整すること。 22. <u>広告主及び広告内容が決定次第</u> 、制限事項に反していないことを判断するため必要な事項 (広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等) を、県に報告すること。 23. <u>原則として発行月の1カ月前までに</u> 、広告の原案を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。なお、広告を掲載することができなくなった場合も同様に県に連絡すること。 24. <u>原則として発行月の3週間前までに</u> 、最終原稿を作成し、そのデータ及び紙媒体に印刷したものを県に提出すること。それ以後は内容については変更できないものとする。
その他	WEB上 (ホームページやデジタルブック等) に広報誌を掲載する場合は、広告欄は表示しないものとする。

◆ 連絡先

所属 石川県 総務部 知事室 戰略広報課 広報グループ
 所在地 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 行政庁舎4階
 連絡先 電話番号 076-225-1239 / FAX 076-225-1363
 電子メール e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

石川県広報誌「もっといしかわ」への広告掲載箇所

1 媒体表紙



2 広告掲載箇所